

議案第 18 号

令和 3 年度二宮町下水道事業特別会計予算

令和 3 年度二宮町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 896, 225 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、270, 000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2,601
	1 分 担 金	628
	2 負 担 金	1,973
2 使 用 料 及 び 手 数 料		297,896
	1 使 用 料	297,394
	2 手 数 料	502
3 国 庫 支 出 金		47,500
	1 国 庫 補 助 金	47,500
4 繰 入 金		306,221
	1 他 会 計 繰 入 金	306,221
5 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
6 諸 収 入		7
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	4
7 町 債		237,000
	1 町 債	237,000
歳 入 合 計		896,225

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		237,490
	1 下 水 道 総 務 費	237,490
2 事 業 費		112,021
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	111,460
	2 流 域 下 水 道 事 業 費	561
3 公 債 費		545,714
	1 公 債 費	545,714
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		896,225

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
排水設備水洗化改造資金として融資した金融機関 に対する損失補償(令和3年度)	令和3年度) 令和8年度	1,900

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	127,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし町財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
流域下水道 事業債	300	同 上	同 上	同 上
資本費 平準化債	100,000	同 上	同 上	同 上
公営企業会計 適用債	9,200	同 上	同 上	同 上
計	237,000			